

令和6年度 宜野湾市物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 効果・検証シート

(単位:千円)

No.	物価高騰交付重点金実施計画上の 事業名称 (担当部署: 宜野湾市予算上の事業名)	事業の概要 (目的など)	事業 始期	事業 終期	※交付金額は未確定 (事業一部未完了) 実 績	効果・検証等
			-	-	※令和6年度実施計画として、1,417,623千円 (一部事業は令和7年度へ繰越して実施)	
1	令和5年度宜野湾市住民税非課税世帯等に対する臨時給付金【物価高騰対策給付金】 (福祉総務課: 令和5年度住民税非課税世帯等に対する給付金事業)	物価高が続く中で低所得世帯(R5年度住民税非課税世帯)への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ・令和5年度住民税非課税世帯・・・7万円/世帯 ※令和5年度実施計画におけるNO1事業と同じ事業	R6.1.19	R6.9.30	【R5物価高騰交付金NO.1と合算】 対象世帯: 令和5年度住民税非課税世帯 給付額: 1世帯あたり7万円 支給世帯: 11,014世帯(令和5年度 10,614世帯、令和6年度 400世帯) 給付金額: 770,980千円 事務費等: 28,803千円(会計年度任用職員報酬、職員手当等、通信運搬費、振込手数料、委託料等)	物価高騰の影響を受ける対象の低所得世帯等の生活を支援することができた。 令和6年1月31日～5月31日までの申請期間において、支給率97%を達成。 紙・オンライン申請を併用したため、申請者の利便性が向上した。 しかし、申請方式については、振込まで時間を要し、迅速な支給が課題である。
2	低所得者支援及び令和6年度定額減税補足給付金事業(令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金、令和5年度住民税非課税世帯等に対しても加算給付金、令和6年度新たに住民税非課税世帯等となる世帯に対する給付金及び子ども加算給付金)【物価高騰対策給付金】 (福祉総務課: 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯等に対する給付金事業、令和5年度住民税非課税世帯等に対しても加算給付金事業、令和6年度低所得世帯等支援給付金事業、令和6年度定額減税補足給付金事業)	物価高が続く中で下記の低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ・令和5年度均等割のみ課税世帯・・・10万円/世帯 ・令和6年度非課税化世帯・・・10万円/世帯 ・令和6年度均等割のみ課税化世帯・・・10万円/世帯 ・子ども加算・・・5万円/人 ・定額減税を補足する給付(調整給付)・・・定額減税しきれないと見込まれる額 ※令和5年度実施計画におけるNO2、NO3、NO8事業を含む	R6.3.11	R7.3.31	【令和5年度均等割のみ課税世帯及びその子ども加算についての給付についてはR5物価高騰交付金NO.2、3、8に記載】 ・令和6年度非課税化世帯 支給世帯: 1,320世帯 ・令和6年度均等割のみ課税化世帯 支給世帯: 597世帯 ・上記2事業にかかる子ども加算 支給人数: 680人 ・調整給付 支給人数: 15,676人 ○給付金額: 930,580千円 ○事務費等: 42,029千円(会計年度任用職員報酬、職員手当等、通信運搬費、振込手数料、委託料等)	物価高騰の影響を受ける対象の低所得世帯等の生活を支援することができた。 一部、申請書の提出を不要とするプッシュ方式で通知したため、給付に係る日数を短縮することができた。 調整給付については、電子申請を用い、申請者の利便性が向上した。
3	令和6年度定額減税補足給付金事業【給付支援サービス利用料】 (福祉総務課: 令和6年度定額減税補足給付金事業)	物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うため、迅速かつ効率的な給付が可能となるような、給付支援サービスを導入する。 ※定額減税を補足する給付(調整給付)にかかる支援サービス事業	R6.7.1	R7.1.29	給付支援サービスを活用した支給人数: 15,676人 (調整給付支給対象者)	調整給付について、デジタル庁が提供している申請から振込までのプロセスをデジタル完結する「給付支援サービス」を活用したことで、迅速・効率的に給付することができた。
4						
5						
6	NO2事業(事務費)	NO1事業の事務費分をNO2事業の事務費へ流用	R6.1.19	R6.9.30	-	-
7	令和6年度住民税非課税世帯に対する給付金事業 (福祉総務課: 令和6年度住民税非課税世帯に対する給付金事業)	物価高が続く中で低所得世帯(令和6年度住民税均等割非課税世帯、子ども加算)への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。	R6.12.16	R8.3.31	令和6年度で一部実施。 令和7年度へ繰越し、事業進捗中。	-
8						
9						
10						
11	学校給食食材支援事業 (学校給食センター: 学校給食食材支援事業)	公立小中学校の児童生徒に提供している学校給食における食材費の価格高騰分に補助金を交付することにより、給食の量・質を維持しつつ子育て世帯の負担軽減を図る。 令和6年度1年間の給食日数に応じ、公立小中学校に在籍する児童・生徒(教職員等を除く)の食材費の価格高騰分相当の1人1食あたり29円を補助する。	R6.4.1	R7.3.18	・補助対象期間: 令和6年4月～令和7年3月分 ・補助金額 (単価: 29円/食) 宜野湾給食センター 16,738千円(4校分) はごろも給食センター 35,669千円(9校分)	食材費の価格高騰の影響を受ける学校給食食材費を補助することで、給食の量・質を維持することができた。 補助対象の児童生徒数は、小学校6,311人、中学校3,032人(※教職員等は除く)
12	令和6年度住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金事業(福祉総務課: 令和6年度住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金事業)	物価高が続く中で低所得世帯(均等割のみ課税世帯、子ども加算)への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 国の令和6年度補正予算による標準事業は非課税世帯に対する給付金のための、推奨事業メニュー分を活用し均等割のみ課税世帯へも給付する。	R7.3.14	R8.3.31	令和6年度で予算確保。 令和7年度へ繰越し、事業進捗中。	-